令和７年分所得税確定申告　必要書類チェック表

下記の申告に必要な書類を準備していただきご来場してください。

■収入を確認できるもの（該当する箇所に枚数を記載してください）

枚数	職員✓	種類
		給与所得の源泉徴収票(給料・アルバイト・パート収入)
		公的年金等の源泉徴収票(厚生年金・国民年金)
		報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
		保険会社からの支払年金のお知らせ(個人年金)
		保険会社からのお支払明細書(満期保険金・解約返戻金)
		退職所得の源泉徴収票
		青色申告決算書(事業・不動産・農業) **※作成済のもの(役場窓口・国税庁 HP で取得)**
		収支内訳(事業・不動産・農業) **※作成済のも(役場窓口・国税庁 HP で取得)**
		農業委員会のあっせんによる農地売買の証明書(２種類)

※上記の書類以外のもの(山林の売買、株式や土地・建物の譲渡など)がある場合は役場会場では受付できません。税務署対応会場で申告・相談してください。

■控除額を確認できるもの（該当する箇所に枚数を記載してください）

枚数	職員✓	種類
		社会保険料の控除証明書(国民健康保険料・国民年金保険料・iDeCo 等)
		保険料の控除証明書(生命保険・個人年金保険・介護医療保険・地震)
		寄附金控除の受領書(ふるさと納税など)
		医療費の通知書・医療費控除の明細書　**※作成済のもの(役場窓口・国税庁 HP で取得)**
		障害者手帳・療育手帳
裏面		★扶養・ひとり親・寡婦に関する確認
別紙		住宅ローン控除チェックリスト

■その他（✓を記載してください）

✓	職員✓	種類
		マイナンバーカード　※ない場合は身元確認書類と番号確認書類
		口座を確認できるもの(通帳・キャッシュカード等)
		「確定申告のお知らせ」ハガキまたは封書

上記の書類、裏面の記載内容について相違ありません。

氏名		**電話番号**		**確認日**	

※裏面「★扶養・ひとり親・寡婦に関する確認」もご確認ください。

★扶養・ひとり親・寡婦に関する確認

①配偶者控除・配偶者特別控除を受けたい場合、配偶者の氏名・生年月日・住所を記入してください。

氏名	生年月日	住所　※〇をつけ、町外の場合住所記入
		町内　・　町外(　　)

②扶養控除・特定親族特別控除を受けたい場合、扶養親族の氏名・続柄・生年月日・住所を記入してください。

氏名	続柄	生年月日	住所　※〇をつけ、町外の場合住所記入
			町内　・　町外(　　)
			町内　・　町外(　　)
			町内　・　町外(　　)
			町内　・　町外(　　)
			町内　・　町外(　　)
			町内　・　町外(　　)
			町内　・　町外(　　)

③ひとり親控除・寡婦控除を受けたい場合、受けたいものに〇をしてください。

ひとり親控除　　・　　寡婦控除

※確認項目は以上になります※

【役場会場で受付できない申告内容】

※下記に1つでも該当する方は税務署対応会場で申告・相談してください。

①東川町以外にお住まいの方（令和8年1月1日現在）

②青色・白色申告の方で決算書・収支内訳書をご自身で作成できない方

③消費税・贈与税の申告をされる方

④山林所得、株式や不動産の譲渡所得のある方（※農業委員会のあっせんによる農地売買以外のもの）

※その他、複雑な内容のものや国税についての専門的な知識を要する申告書の作成は、役場会場で受付することができませんのであらかじめご了承ください。

〔税務署対応会場〕 詳細は国税庁 HP に掲載

▸イオンモール旭川駅前　4階イオンホール

▸2月 16 日㈪～3月 16 日㈪　午前9時～午後4時（土・日、祝日除く）

※申告に必要な書類、マイナンバーカード、暗証番号を持参

※入場には「入場整理券」が必要

（国税庁 LINE 公式アカウントで事前発行もしくは会場で当日配布）

▸旭川東税務署☎0166-23-6291（自動音声案内）

国税庁 LINE
公式アカウント

お問い合わせ：役場税務住民課税務室　☎0166-82-2111（代表）